運転免許証自主返納者支援事業「運転卒業サポート」実施要綱

平成３１年３月２０日策定

【事業の趣旨】

1. 本事業は、高齢運転者の交通事故防止対策として、運転免許証の自主返納者に対

する特典・サービスを提供する協賛店舗等を募集し、民間（協賛店舗等）と行政が協力して、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを図ることにより、高齢化社会を社会全体で支える気運を盛り上げることを目的とする。

【実施主体】

第２条　本事業は、県警察本部の協力を得て、福島県交通対策協議会が行う。

【定義】

第３条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１） 高齢者　６５歳以上の者。

（２） 運転経歴証明書　運転免許証所持者が有効期限内に自主返納（取消申請）した者に対し、本人又は家族等の申請により公安委員会から交付される証明書。

警察署や運転免許センター等で申請ができる。

運転の経歴を証明するとともに、身分証明書としても使用できる。

（３） 協賛店舗等　本事業に協賛し、運転経歴証明書の提示者に自ら定めた特典・サービスを提供する事業者又は地方公共団体（以下「事業者等」という。）の店舗又は施設。

（４） 協賛ポスター　協賛店舗等が店内に掲示し、本事業に協賛している旨を利用者に知らせるためのもの。

（５） 反社会的勢力　暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に批難される関係を有する者。

【対象】

第４条　本事業は、自らの運転経歴証明書を提示した本人を対象とする。

特典・サービスの内容、条件等は、協賛店舗等が自由に定めることができる。

ただし、提供する特典・サービスが本事業の趣旨にそぐわないと認める場合、県交通対策協議会は、協賛店舗等と協議の上、特典・サービス内容の変更を求めることができる

【事業内容】

第５条　本事業は、前条に定める対象者が、運転経歴証明書を協賛店舗等に提示すること

により、協賛店舗等が自ら定めた特典・サービスを受けることができるものとする。

【県交通対策協議会、市町村及び警察の事務】

第６条　県交通対策協議会は、本事業の趣旨を県民、市町村及び事業者に広く周知するこ

とにより、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事務を行う。

（１） 広報用チラシ及び協賛ポスターを作成すること。

（２） 市町村に対し、必要な広報用チラシ等を配付すること。

（３） 協賛店舗等からの申請を受理し、申請内容を集約すること。

（４）協賛店舗等に、協賛ポスターを配布すること。

（５） 協賛内容の変更や廃止の届出を受けること。

（６） その他本事業を推進するために必要と認めること。

２　市町村は、本事業の趣旨を市町村内の住民及び事業者に広く周知することにより、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事務を行う。

（１）本事業を広く広報し、住民に周知すること。

（２）窓口等に、広報用チラシや申請書を置き、住民等に交付すること。

３　警察は、本事業の趣旨を県民に広く周知することにより、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事務を行う。

1. 運転に自信がなくなった高齢者やその家族等に対し、運転免許証の自主返納を呼び

かけ促進させること。

（２）本事業を広く広報し、住民に周知すること。

（３）運転免許証自主返納者やその家族に対し、広報用チラシや協賛店一覧を配布すること。

【運転経歴証明書の使用等】

第７条　運転経歴証明書の交付を受けた者は、その使用に当たり、次の各号について遵守

しなければならない。

（１） 協賛店舗等のサービスを受ける場合は、運転経歴証明書を提示すること。

（２） 運転経歴証明書所持者が死亡した場合は、特典・サービスを受けることができなくなること。

（３） 運転経歴証明書の記載事項（氏名、住所等） に変更が生じたときは、警察署や運転免許センター等で変更の手続きを行うこと。

（４） 運転経歴証明書の交付を受けた本人以外の者に、運転経歴証明書を貸与しないこと。

２　既に運転経歴証明書の交付を受けた者が運転経歴証明書を紛失又は破損した場合は、警察署や運転免許センターで再交付の手続きを行うことができる。（交付から５年以内のものに限る。）

【不正使用の場合の措置】

第８条　協賛店舗等は、運転経歴証明書の不正使用の疑いがあるときは、その状況を県交

通対策協議会に通報することができる。

２　県交通対策協議会は、住民から運転経歴証明書が不正に使用されている旨の通報を受けたときは、必要な調査を行い、不正使用が認められた場合は、当該運転経歴証明書所持者は本事業の特典・サービスを受けることができなくなる。

【個人情報の管理】

第９条　本事業の事務を遂行する過程で得られた個人情報は、事業の目的外に利用しては

ならない。

２ 本事業の事務を遂行する過程で得られた個人情報の保管年数は、原則５年とする。

【協賛店舗等】

第１０条　申請者は、協賛申請書に店舗・事業所等の内容を記載し、電子メール（添付）、

郵送、または直接、県交通対策協議会（事務局 県生活交通課）に提出する。

２　申請者の当該店舗等が反社会的勢力でないことの表明、店舗等のサービス情報等につ

いて県のホームページ等に記載することの同意がなければ、受理できない。

３　すでに同様の事業を実施している商工会議所等には、趣旨を説明し、本事業への協賛、賛同を求めることとする。

４　協賛店舗等は、本事業に協賛している旨を利用者に知らせるため、県交通対策協議会で作成した協賛ポスターを店内の見やすい位置に掲示すること。

５　協賛店舗等は、申請内容を変更しようとするときは、「運転免許証自主返納者支援事業」協賛内容変更届（様式第２号）により、県対策協議会へ届け出なければならない。

６　協賛店舗等は、協賛を廃止しようとするときは、「運転免許証自主返納者支援事業」協賛企業廃止届（様式第３号）により、県対策協議会へ届け出なければならない。

７　協賛を廃止したときは、速やかに協賛ポスターを撤去すること。

附則

この要綱は、平成３１年３月２０日から施行する。